



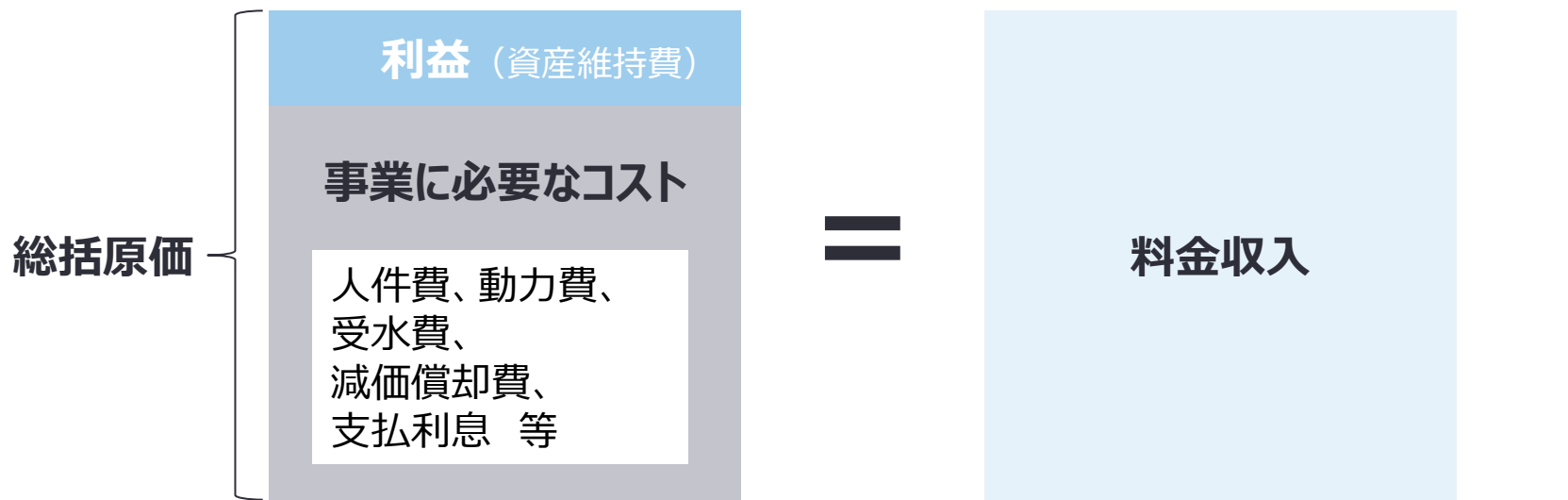
第4回門真市上下水道事業 経営審議会【資料1】

水道料金の水準に関する検証結果について

令和8年1月30日

前回の振り返り（総括原価方式）

- **総括原価方式**：事業の継続に必要なコストを積み上げ、利益を上乗せして料金を決定する方法



総括原価主義	資産維持費の計上	定期的な検証及び見直し	住民への公表
水道事業の持続性確保のための取組も含めて提供されるサービスの内容を見込んだ 総括原価に基づき料金が設定される ことが必要である。	持続可能な水道を保つための料金原価とするため、将来の施設更新に必要な財源として 資産維持費が計上される ことについて周知徹底を図るべきである。	将来の更新需要等を考慮した水道料金の設定について、水道事業者には主体的に 定期的（3～5年）な検証及び必要に応じた見直しを行う ことが求められる。	中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、 住民等に対してわかりやすい形で公表 するよう努めなければならない。



今後の課題

継続的な経営改善を進めてもなお、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況が見込まれます。

給水収益の減少

- 給水収益は、人口減少等の要因により減少傾向にあります。

収益性の悪化

- 収益の減少と水道事業費用の増加のため、経常収支比率・料金回収率は低下傾向にあります。

資金の不足

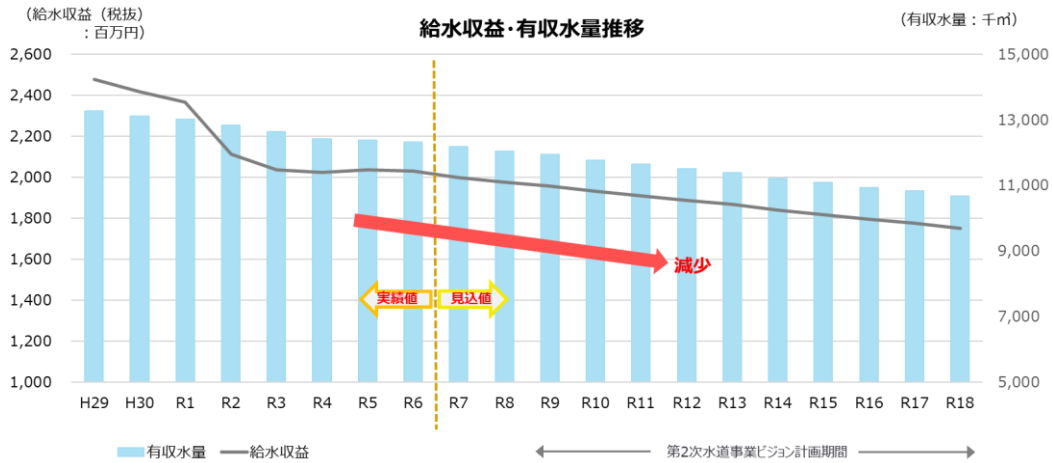
- 収益の減少と施設更新費用が増大するため、現金預金残高及び純損益は計画期間中にマイナスとなる見込みです。

企業債残高の増大

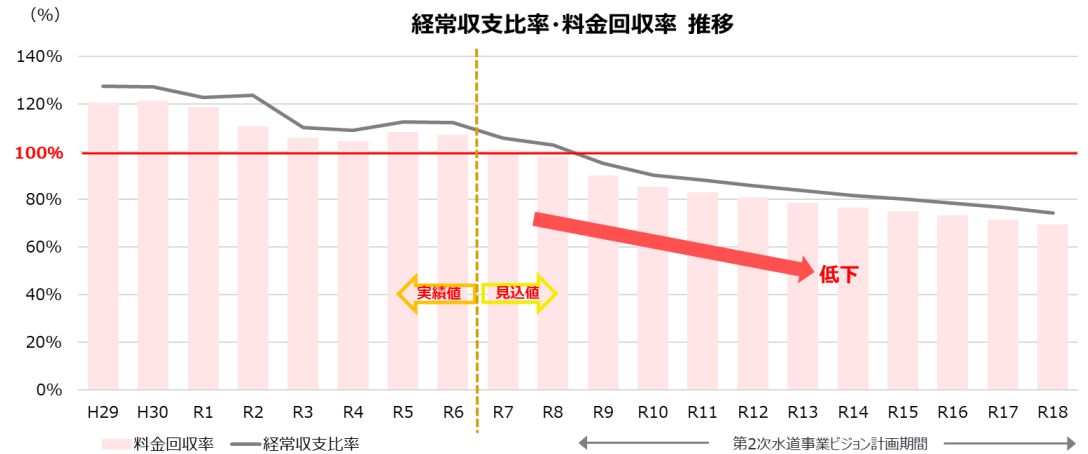
- 施設の更新に伴い企業債を発行することから、企業債残高は今後増大する見込みです。

前回の振り返り（財政計画 今後の課題）

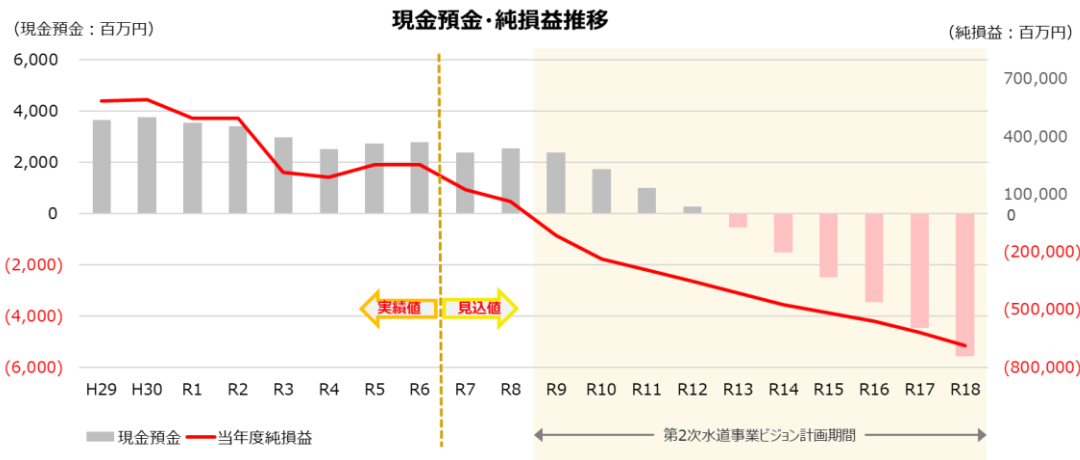
● 給水収益の減少



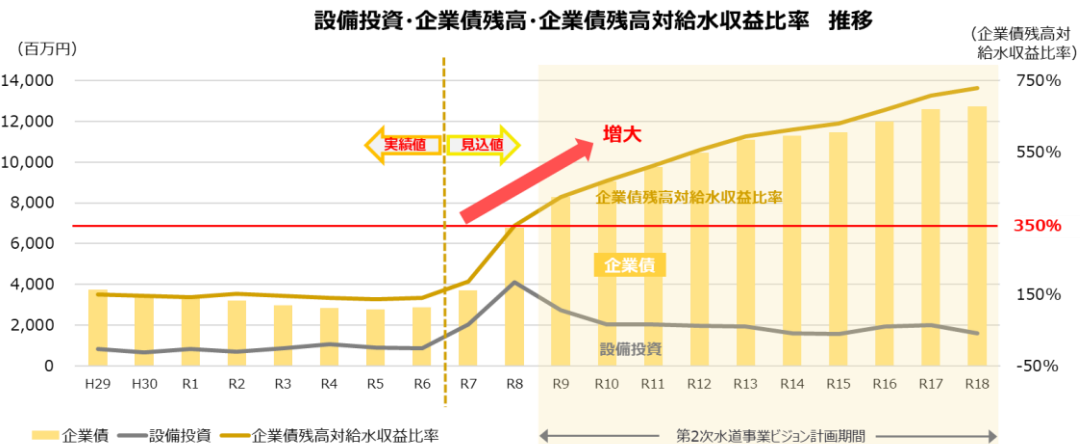
● 収益性の悪化



● 資金の不足



● 企業債残高の増大



前回の振り返り（経営目標）

- 以下の経営目標の目標水準を踏まえて、新料金表案を検討しました(詳細は後述)。

項目	目標水準	R6年度実績	類似団体実績(※)	項目の説明(上段) 設定の趣旨(下段)
経常収支比率	100%以上	112.3%	110.9%	<ul style="list-style-type: none"> 費用に対する収益の割合など収益性を把握するための指標 100%以上の場合、単年度の収支が黒字であることを意味する。
料金回収率	100%以上	106.7%	101.3%	<ul style="list-style-type: none"> 給水原価に対する供給単価の割合など収益性を把握するための指標 100%以上の場合、給水事業に必要な原価を料金収入で賄えていることを意味する。
資金残高	18億円以上	27億円	26億円	<ul style="list-style-type: none"> 日々の支払いや企業債の償還など、事業運営に必要な運転資金 災害発生で事業収入が途絶えた場合でも1か月間は事業運営が継続できる金額に、その他支払への対応額を加算して算定。
企業債残高対給水収益比率	350%以下	141.0%	115.5%	<ul style="list-style-type: none"> 給水収益に対する企業債残高の割合を示し、経営の健全性を把握するための指標 一般会計で類似した指標である「将来負担比率」において、「早期健全化団体」に位置づけられる水準

※市営・末端給水事業・給水人口10万人以上15万人未満、家庭用有収水量80%以上、水源を受水を主とするもの（数値は令和5年度実績）

料金改定に係る論点

- 料金改定に係る論点として①**基本料金と超過料金のバランス**、②**基本水量**、③**逦増度**の検討を行いました(詳細は後述)。

門真市水道料金表 (1か月分、税抜)

水量区分	基本料金単価	超過料金単価
0-10m ³	896円	0円/m ³
11-20m ³		158/m ³
21-30m ³		208/m ³
31-40m ³		239/m ³
41-50m ³		270/m ³
51-100m ³		296/m ³
101-200m ³		341/m ³
201-500m ³		379/m ³
501-1,000m ³		384/m ³
1,001-5,000m ³		384/m ³
5,001m ³ 以上		384/m ³

①基本料金と超過料金のバランス

②基本水量

③逦増度

料金改定に係る論点① 基本料金と超過料金のバランス

- 基本料金と超過料金のバランス(料金収入のうち基本料金が占める割合をどの程度とするか)については、以下のメリット・デメリットがあります。
- 今回の改定では、**基本料金と超過料金の改定率を同程度とし、現在の本市の基本料金比率(約35%)を維持することを事務局案とします。**

方向性	メリット	デメリット
基本料金比率を高める	収入が水需要の増減に影響されにくい料金体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる	少量利用者の負担が重くなる (ただし、基本水量の見直し等により少量利用者負担を軽減する事例もある)
超過料金比率を高める	逓増制の場合、多量使用の抑制を図ることができる	収入が水需要の増減に影響されやすい料金体系となり、水需要が減少した場合に急激に経営が悪化するおそれがある

(出典：総務省公表資料を参考に作成)

<国の考え方>

- 新水道ビジョンにおいては、**固定費を基本料金で全て回収することが、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、最も安定的な料金徴収方法であるとしている**
- しかしながら収益的支出の95%を基本料金で回収する事になるため、現行の料金制度からの急激な変更により利用者の許容度を超えた影響がでると考えられ、**利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要であるとしている**

(出典：新水道ビジョン(厚生労働省健康局水道課(平成25年3月))における料金の考え方)

料金改定に係る論点① 基本料金と超過料金のバランス

(参考)本市の基本料金比率は約35%です(令和5(2023)年度)。
使用水量が多い水量区画になるほど、基本料金が占める割合が低くなります。

<基本料金と超過料金のバランス>

基本料金35%

超過料金65%

水量区画ごとに分解

0-10 ^{m³}	100%	
11-20 ^{m³}	38.0%	62.0%
21-30 ^{m³}	32.1%	67.9%
31-40 ^{m³}	26.8%	73.2%
41-50 ^{m³}	17.6%	82.4%
51-100 ^{m³}	5%	95.0%
101-200 ^{m³}	1.6%	98.4%
201-500 ^{m³}	1.0%	99.0%
501-1,000 ^{m³}	0.5%	99.5%
1,001-5,000 ^{m³}	0.3%	99.7%
5,001 ^{m³} 以上	0.1%	99.9%

料金改定に係る論点② 基本水量

- 基本水量を設定すると、以下のメリット・デメリットがあります。

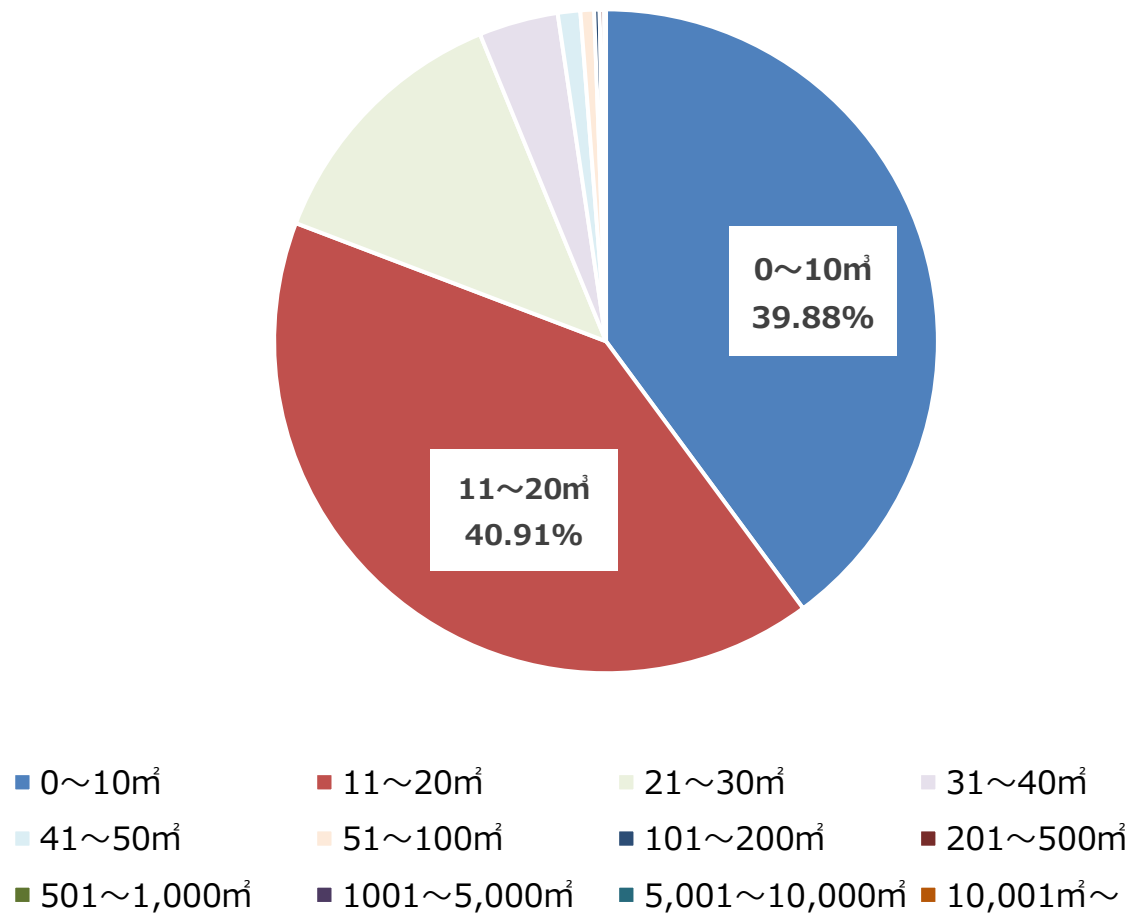
	メリット	デメリット
基本水量を設定する	<ul style="list-style-type: none">・少量利用者の負担を抑える (超過料金が発生しないため)・安定して料金収入を確保できる (基本水量範囲内の水道料金は一定のため)	<ul style="list-style-type: none">・少量利用者の節水意欲が湧きにくい (基本水量範囲内では節水しても水道料金が下がらないため)

- 少量利用者の負担が大きくなるようにするために、今回の改定では基本水量は変更しないことを事務局案とします。
- 基本水量の引き下げは次回の料金改定時にも引き続き検討します。

料金改定に係る論点② 基本水量

(参考)本市は**使用水量20m³/月までの利用者が全体の約80%**を占めています。

水量区画別調定件数（一般用、2023年）



料金改定に係る論点③ 逦増度

逦増制

- 本市の料金体系は逦増制を採用しており、使用量が多いほど料金単価が高くなります。逦増制を採用しているのは、一般家庭における生活用水としての利用や少量利用者の単価を安くすることと、限りある水資源を有効に利用するために多量利用を抑制するためです。

逦増度

- 逦増度とは、1m³使用した時の最高単価と最小単価の倍率のことであり、逦増度が高ければ使用水量が抑制されやすい料金体系となります。
- **今回の事務局案による改定では、少量利用者の割合が比較的高いこと、使用水量によらず、基本料金単価と超過料金単価を同程度に改定することから、逦増度に変化はありません。**
- 本市の逦増度は比較的高いことから、次回の料金改定以降、逦増度の引き下げについて検討します。

本市の逦増度

1m³あたり最高単価(384円)÷1m³あたり最小単価(89.6円)÷4.29

※1m³あたり最高単価 1,001m³以上の超過料金単価384円

※1m³あたり最小単価 基本料金(896円)÷基本水量(10m³)=89.6円

給水収益改定率

- 経営目標を達成するための給水収益改定率のパターンは、下表のとおりです。
- 1回の改定で計画期間内に経営目標を達成するように設定すると、市民への負担が増大することから、**R9年度（R10年1月想定）とR13年度の2回に分けて改定を行うことを考えます。**
- また、経営目標のうち**企業債残高対給水収益比率の達成は困難なことから、それ以外の経営目標を達成できるパターン③の改定率を事務局案とします。**

パターン	給水収益改定率 (合計) ※	改定時期 1回目：R9年度 2回目：R13年度	経常収支比率 100% (R18)	料金回収率 100% (R18)	資金残高 18億円 (R18)	企業債残高対 給水収益比率 (R18)
①	135.7%	1回目：135.7% 2回目：改定無し	○ (158.6%)	○ (158.5%)	○ (約171億円)	○ (349.8%)
②	135.6%	1回目：77.2% 2回目：33.0%	○ (158.6%)	○ (158.5%)	○ (約123億円)	○ (349.8%)
③	62.8%	1回目：27.3% 2回目：27.9%	○ (112.4%)	○ (109.5%)	○ (約18億円)	× (506.4%)
④	改定無し	改定無し	× (72.6%)	× (67.2%)	× (△60億円)	× (824.5%)

※給水収益改定率（合計）の算定方法
 パターン③の場合 $127.3\% \times 127.9\% - 100\% \div 100\% \approx 62.8\%$

新料金表案

- 事務局案に基づいて算定した1か月あたり新料金表は下表のとおりです。(消費税抜)

水量区分	改定後 基本料金単価	改定後 超過料金単価	超過料金単価 改定率
0-10m ³	1,160円 (+264円) (+29.5%)	0円/m ³	-
11-20m ³		200円/m ³ (+42円)	+26.6%
21-30m ³		270円/m ³ (+62円)	+29.8%
31-40m ³		310円/m ³ (+71円)	+29.7%
41-50m ³		350円/m ³ (+80円)	+29.6%
51-100m ³		380円/m ³ (+84円)	+28.4%
101-200m ³		440円/m ³ (+99円)	+29.0%
201-500m ³		490円/m ³ (+111円)	+29.3%
501-1,000m ³		500円/m ³ (+116円)	+30.2%
1,001-5,000m ³		500円/m ³ (+116円)	+30.2%
5,001m ³ 以上		500円/m ³ (+116円)	+30.2%

※料金単価の改定率が27.3%よりも高い約30%の改定率となっているのは、将来の有収水量が減少傾向にあるため。
給水収益(約27.3%改定)=単価(約30%改定)×有収水量(減少傾向)

使用水量ごとの改定額

- 新料金表に基づいて算定した1か月あたりの使用水量ごとの改定額は、下表のとおりです。
- 使用水量によらず概ね一定の負担割合になるように改定しています。
- 料金改定時期は、令和10（2028）年1月を想定しています。

（消費税抜）

使用水量	0-10m ³	20m ³	30m ³	500m ³	1,000m ³
現行料金	896円	2,476円	4,556円	172,246円	364,246円
改定後料金	1,160円	3,160円	5,860円	222,460円	472,460円
差額	+264円	+684円	+1,304円	+50,214円	+108,214円
改定率	+29.5%	+27.6%	+28.6%	+29.2%	+29.7%